

農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針

山梨県

令和5年4月

農業経営基盤の強化の促進に関する 基本方針

まえがき

1 基本方針策定及び見直しの趣旨

平成5年8月に制定された農業経営基盤強化促進法においては、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な経営体が、地域における農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を図り、農業経営基盤の強化を推進するための措置を総合的に講ずることとされている。

このため、平成6年3月に県では「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」を策定、さらに、その後概ね5年ごとに見直しを行い、農業経営基盤の強化のための各種施策に取り組んできたところである。

今回は、令和5年4月施行の農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い、農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標を方針に反映するとともに、農業情勢の変化を踏まえ、本県基本方針の一部見直しを行うものである。

2 基本方針の性格と役割

基本方針では、認定農業者、認定新規就農者、その他の新規就農者及び農業法人等を本県農業の相当部分を担う経営体として確保・育成を図るため、地域別に目標とする農業経営の姿及び基本的指標を明確に示し、これらの経営体が農地中間管理事業の活用により農地の利用集積を推進により、本県農業の経営基盤の強化を図る。

なお、基本方針は、市町村の基本構想策定の指針とするものとし、その計画期間は、令和5年度からの今後10年間とする。

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

1 農業生産の方向

本県の農業は、東京などの大都市に近い有利な立地条件や変化に富んだ自然条件を活かしながら、果樹を中心に、水稻、野菜、花き、畜産等の特色ある農業を展開している。今後、農業を生産者が豊かさを実感できる成長産業としていくため、新たな担い手の確保・育成、経営力の向上、産地基盤の強化及び販路の拡大等に総合的に取り組み、「やまなし農業基本計画」に掲げる目標の実現に向け施策を推進していく。

2 施策の展開方向

今後10年を見通し、上記の農業を展開していくため、これらを担う農業経営の目標とすべき水準を定めるとともに、効率的かつ安定的な農業経営を担う人材の確保及び育成を図るため、各種施策を展開するものとする。

(1) 育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標と施策の方向

① 育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標

本県の他産業従事者の労働時間と生涯所得の水準を踏まえ、主たる従事者1人あたりの目標を以下のとおりとし、これらの経営体が地域の農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立することを目指す。

なお、市町村基本構想にあっては、地理的条件等地域の実状を考慮して農業経営の目標を設定する。

主たる従事者1人あたり	
年間総労働時間	1,800時間
年間農業所得	500万円

② 施策の方向

望ましい農業経営及び農業構造の確立を図るため、新規就農者や企業の農業参入等、多様な担い手を確保し、認定新規就農者、認定農業者に育成するとともに、これらの農業者に対し、経営規模の拡大、資本装備の充実、雇用労働力の確保や労働条件の改善等、経営改善を促進する支援を重点的に実施する。さらに、経営管理能力の向上のための研修等により、高度な技術と経営感覚を備えた経営体の育成を図り、経営の発展状況に応じて法人への移行を促す。

また、地域農業の維持・発展のため、認定農業者、認定新規就農者等の担い

手に限らず、継続的に農用地利用を行う小規模経営体や農業を副業的に営む経営体、委託を受けて農作業を行う者などの地域の農業を担う者が、地域における話し合いなどの機会を通じ、地域資源の維持管理、労働力の補完等について相互に協力するとともに、経営規模の拡大や農地の貸借の意向などの情報を共有するなど、地域内の連携を強化する。

ア 地域農業の中核となる担い手の確保・育成

- ・ 認定農業者、認定新規就農者の認定支援
- ・ 農林大学校等における経営能力向上研修の実施
- ・ 融資制度の活用、家族経営協定の締結
- ・ 農業経営の法人化推進
- ・ 地域に根ざした大規模農業法人の育成・支援

イ 地域の実情に応じた多様な担い手の確保・育成

- ・ 効率的かつ安定的な農業経営組織の育成
 - 地域及び営農の実態等に応じた多様な生産組織を育成するとともに、経営の効率化を図る。
 - 集落営農については、本県農業の多様な担い手のひとつに位置づけ、果樹栽培や中山間地域等、本県農業の実態にあった集落営農を育成する。また、その一部については特定農業団体、特定農業法人への誘導を図る。
- ・ 育成すべき効率的かつ安定的な農業経営を補完する農作業受託組織等の育成

ウ 生産基盤の整備

畑地及び水田のほ場整備、農業用排水路の整備、畑地かんがい施設整備、基幹及び幹線・支線・耕作農道の整備

エ 農地流動化の推進

農地中間管理事業の推進、農作業受委託の推進、優良農地の確保・保全、遊休農地の発生防止と有効活用

オ 労働力の確保

雇用労働力の供給体制の整備、高性能機械の導入及び効率的な利用体制の構築

カ 持続性の高い農業生産方式の推進

耕種農家と畜産農家の連携強化、堆肥施設の設置、環境保全型農業の推進、GAP（農業生産工程管理）の取り組み支援、4パーミル・イニシアチブ（土壌に炭素を貯留し、地球温暖化の抑制に貢献する取り

組み)の推進、アニマルウェルフェアの推進

キ 加工・流通・販売・ブランディング

集出荷施設整備、予冷・保冷施設整備、統一的出荷体制の整備、6次産業化の推進、販路拡大の支援、輸出の促進、高付加価値化やブランド価値向上

ク 技術開発

地域に適応した新技術の開発、ブランド価値やマーケットニーズに合ったオリジナル優良品種の開発、スマート農業やデータ農業の推進

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成

① 新規就農の現状と新たに農業経営を営もうとする青年等の確保

山梨県の新規就農者数は、平成21年度に100人を超えて以来増加傾向にあり、平成28年度以降は毎年300人を超え、令和3年度は321人となった。

こうした中、国では青年新規就農者を毎年2万人定着させ、令和5年には40代以下の農業従事者を40万人に拡大する政策目標を掲げている。

このため、本県においても農業の成長産業化を図るため、若手農業者を中心とした担い手の確保を進めるとともに、中高年者の就農や企業の農業参入の促進、農福連携の取り組みの支援など、多様な担い手の確保・育成に取り組む。

② 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき所得水準及び労働時間（農業経営開始から5年後の達成目標）

新規就農者にとって経営開始時における経済的負担は大きく、特に親から独立して経営を開始する場合や、農外から新規参入する場合等は大きなリスクを負うことになる。このため、経営開始当初は、技術や経営能力の向上を図りつつ、段階的に経営を発展させ、目標とする農業経営の確立を図るものとする。

本県のお他産業従事者や優良な農業経営を参考にし、(1)の①「育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標」に掲げる年間総労働時間（主たる従事者1人あたり年間総労働時間1,800時間）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（同様に(1)の①に掲げる目標の概ね5割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたり年間農業所得250万円程度）を目標とする。

年間総労働時間	1,800時間（1人あたり）
年間農業所得	250万円（経営開始5年後）

③ 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた県の取り組み

次世代の農業を担う人材を確保し育成するため、本県農業の魅力や就農支援策の情報発信や県内外での就農相談会の開催のほか、栽培技術や農業経営に関する知識の習得のため、農林大学校の教育内容の充実及び認定農業者や指導農業者等、技術・経営力に優れた農家のアグリマスター（新規就農者の育成に高い見識と能力を持ち、かつ、十分な研修環境を提供できる農業者等）の認定及びアグリマスターのグループ化を進め、就農に向けた実践的な技術研修等が可能な体制を整備する。

また、親の農業技術や経営資源を確実に継承することができる農家子弟の親元就農を促進するとともに、優良な個人経営体の法人化を積極的に推進し、雇用就農の受け皿となる法人の増加を図る。

(3) 地域別施策の方向

効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保を基本とした地域農業の維持・発展のため、地域の実態に即した方策を講ずることが必要である。このため、地域の地理的・地形的条件に加え、農業従事者、営農形態等の農業実態を考慮して、地域の実情に即した農業経営を推進するものとする。

① 労働集約型農業推進地域

- ・ 施設野菜、花き、果樹を中心とした高収益型農業を展開する認定農業者の確保・育成を図る。
- ・ 既存樹園地の再編整備を行い、省力化、低コスト化、流動化に向けた取り組みを推進する。
- ・ 農繁期の労働力確保のための援農システムを推進する。

② 土地利用型農業推進地域

- ・ 農地の流動化を進め、輸入農畜産物に対応し、又は代替となる農産物を生産することが可能な認定農業者を確保・育成する。
- ・ 水稻を中心とした農作業受託組織を育成し、広域的な営農活動を推進する。
- ・ 規模拡大による経営の安定化を図るため、農地中間管理事業等を活用し、農用地の利用集積を推進する。

③ 付加価値型農業推進地域

- ・ 認定農業者、認定新規就農者等の育成を図るとともに、地域ぐるみによる生産体制の整備を推進する。
- ・ 地域ぐるみで生産から加工・流通・販売まで一貫した供給体制を整備し、特産品等の高付加価値化を推進する産地形成及び地産地消の促進を図る。

第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

第1に示した目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、県下で展開している優良事例を踏まえつつ、代表的な営農類型の試算により例示的に示した。

なお、市町村基本構想にあつては、これらを参考にして地域の実情に即した試算等を行い、農業経営の基本的指標とする。

1 試算の前提条件

(1) 経営形態と労働力構成

家族型農業経営においては、その労働力は原則として主たる従事者2人として示した。なお、不足する労働力は雇用により確保することとした。

(2) 技術・装備水準

現時点である程度の普及が見込め、10年後には一般化する見通しのある技術水準によるものとする。

なお、具体的な技術・装備の選択にあつては、農業の自然循環機能の維持・増進に資するものを極力盛り込むこととした。

(3) 資本装備及び経営費

資本装備の取得価額、耐用年数及び経営費は、本県が作成した次の資料に準じ、経営費の変動を考慮し設定した。

なお、雇用労費は1時間あたり898円とした。

(参考) 「農業経営指標(果樹・野菜・花き・作物・特作・畜産)」

(令和5年3月一部改正)

(4) 農産物価格

最近の市場価格を参考に設定した。ただし、直売等にあつては実際の事例に基づく価格とした。

(5) 労働時間

主たる従事者の年間労働時間は1,800時間とした。

(6) 所得

主たる従事者1人当たり500万円の所得を確保しうるものとした。

ただし、畜産については雑収入(内臓・皮等販売、飼料補てん収入)を含んでいる。

2 基本的指標の記述内容

農業経営の規模が一定以上になると、従来の経営では顕在化しなかった経営管理、雇用労働、資本投下に伴う負担の増大等が発生する。これに対応するため、農業経営の基本的指標には経営規模以外に生産方式、経営管理の方法及び農業従事の様態等を示すものとする。

なお、これらの記述内容の留意事項は次のとおりとする。

(1) 営農類型

代表的な営農類型を設定し、市町村基本構想における営農類型の組合せがしやすいよう配慮した。

(2) 経営規模

経営規模は利用する農地等の面積とし、裏作は全体の経営規模に加算しないものとした。

(3) 生産方式

目標を達成するうえで重要な技術・作付体系及び資本装備を記述した。

なお、資本装備の欄に記述した施設・機械等は一般的なものであり、それと同様の機能を有するものをもって替えることができる。

(参考) 「農業経営指標 (果樹・野菜・花き・作物・特作・畜産)」

(令和5年3月一部改正)

(4) 経営管理の方法

経営改善の目標を達成するため、農業者の知識、経験、技術及び設備を有効に活用するための経営管理手法を記述した。

(5) 農業従事の様態等

経営体を担う人材を確保するための就業環境の改善に関する事項を記述した。

3 基本的指標

(1) 一覧表

大区分	中区分	小区分	番号	経営規模	備考
果樹	ブドウ専作	露地	1	115 a	
		施設+露地	2	70 a	
	モモ専作	露地	3	155 a	
	モモ+ブドウ	露地	4	140 a	
	モモ+スモモ	露地	5	150 a	
	オウトウ+モモ+スモモ	露地	6	190 a	
野菜 ・ 水稲	スイートコーン+ナス+ツケナ+水稲	露地	7	433 a	
	キュウリ	施設	8	180 a	
	イチゴ	施設	9	42 a	
	ナス+スイートコーン+カリフラワー+水稲	露地	10	352 a	
	トマト	施設	11	100 a	
花き	シンビジウム	施設	12	90 a	
	シクラメン+トコナツ+シマニア+ベルフラワー	施設	13	115 a	
畜産	乳牛	自給飼料型スタンション	14	70 頭	経産牛
	肉牛	黒毛和種・肥育	15	130 頭	常時飼養
	養豚	一貫	16	200 頭	種雌豚
	採卵鶏	平飼い採卵	17	6,000 羽	
	肉用鶏	甲州地どり	18	5,000 羽	

(2) 基本的指標

営農類型			経営規模	生産方式	経営管理の方法	指標番号	1
大区分	中区分	小区分				農業従事者の様態等	
果樹	ブドウ専作	露地	115 a	【主な資本装備】 作業場、車庫・収納庫、SS、軽トラック、果樹収穫作業台車、トラクター、ブドウ棚、乗用モア等 【技術・作付体系】 発芽促進剤等の利用による労力の分散 短梢せん定技術等導入による規模拡大 【その他】 改植用ほ場の確保	複式簿記の記帳 青色申告の実施	主たる従事者数 2人 臨時雇用の確保	

【算出の基礎】

区分	粗収入 (千円/10a)	出荷量 (kg)	単価 (円)	労働時間 (時間/10a)	作付面積 (a)	所得 (千円)※1
ブドウ						
デラウェア	917	1,200	764	447	15	433
種なしピオーネ (短梢トンネル)	1,172	1,200	977	310	15	583
種あり巨峰	1,030	1,200	858	327	20	773
シャインマスカット (短梢トンネル)	2,415	1,500	1,610	310	25	3,763
シャインマスカット 未成園	2,415	1,500	1,610	361	30 (10)	4,800
合計：10,061千円※2 (5,030千円/人)						
※1 所得は、作付面積あたり粗収入から経営費を差し引いた金額。 ※2 合計は、粗収入から経営費、雇用労賃、地代を差し引いた金額。(以下同様)						

【留意事項】

- ・ 発芽促進剤や簡易雨よけを利用した生育差による労力分散、短梢せん定栽培の導入や省力化技術の導入により規模拡大を図る。
- ・ 地域の特性、顧客のニーズに応じた品種、栽培方法、栽培面積の組合せを検討する。

				指標番号	2	
営農類型			経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の様態等
大区分	中区分	小区分				
果樹	ブドウ専作	ハウス＋露地	70 a	【主な資本装備】 作業場、車庫・収納庫、ブドウ棚、ハウスキー、暖房機、SS、軽トラック、管理機、炭酸ガス装置等 【技術・作付体系】 〈ハウスシャインマスカット〉 ブドウ加温体系の遵守 【その他】 改植用ほ場の確保	複式簿記の記帳 青色申告の実施	主たる従事者数 2人 臨時雇用の確保

【算出の基礎】

区分	粗収入 (千円/10a)	出荷量 (kg)	単価 (円)	労働時間 (時間/10a)	作付面積 (a)	所得 (千円)
ブドウ						
ハウスシャインマスカット (早期加温)	8,165	1,500	5,443	607	15	7,339
種なしピオーネ	1,172	1,200	977	371	5	252
シャインマスカット	2,415	1,500	1,610	361	20	3,200
未成園					(30)	
合計：10,227千円						(5,114千円/人)

【留意事項】

- ・ 早期加温栽培では、二度切り栽培や炭酸ガス施用など、安定生産、収量向上技術を導入する。
- ・ 露地栽培は、短梢せん定栽培の導入による省力化を図る。
- ・ 地域の特性に応じた品種、栽培方法、栽培面積の組合せを検討する。

				指標番号	3	
営農類型			経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の様態等
大区分	中区分	小区分				
果樹	モモ専作	露地	155 a	【主な資本装備】 作業場、車庫・収納庫、SS、軽トラック、果樹収穫作業台車、乗用モア、トラクター等 【技術・作付体系】 品種の組合せによる労力の分散 早期着果調節などの省力化や疎植 低樹高化による労力削減 【その他】 改植用ほ場の確保	複式簿記の記帳 青色申告の実施	主たる従事者数 2人 臨時雇用の確保

【算出の基礎】

区分	粗収入 (千円/10a)	出荷量 (kg)	単価 (円)	労働時間 (時間/10 a)	作付面積 (a)	所得 (千円)
モモ						
日川白鳳	1,376	2,000	688	321	20	972
夢桃香	1,930	2,000	965	409	25	2,378
夢みずき	1,754	2,000	877	420	25	1,913
白鳳	1,730	2,400	721	420	25	1,216
なつっこ	1,740	2,400	725	402	25	1,875
浅間白桃	1,682	2,400	701	405	15	1,033
川中島白桃	1,704	2,400	710	413	15	1,083
未成園					(5)	
合計：10,008 千円 (5,004 千円/人)						

【留意事項】

- ・ 地域の特性、顧客のニーズに応じた品種、栽培方法、栽培面積の組合せを検討する。

				指標番号	4	
営農類型			経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の様態等
大区分	中区分	小区分				
果樹	複合 モモ + ブドウ	露地	140 a	【主な資本装備】 作業場、車庫・収納庫、SS、軽トラック、果樹収穫作業台車、乗用モア、トラクター、ブドウ棚等 【技術・作付体系】 〈モモ〉 品種の組合せによる労力の分散他 〈ブドウ〉 発芽促進剤等の利用による労力の分散他 【その他】 改植用ほ場の確保	複式簿記の記帳 青色申告の実施	主たる従事者数 2人 臨時雇用の確保

【算出の基礎】

区分	粗収入 (千円/10a)	出荷量 (kg)	単価 (円)	労働時間 (時間/10a)	作付面積 (a)	所得 (千円)
モモ						
夢みずき	1,754	2,000	877	420	25	1,913
白鳳	1,730	2,400	721	420	25	1,216
なつっこ	1,740	2,400	725	402	25	1,875
川中島白桃	1,704	2,400	710	413	15	1,083
ブドウ						
種あり巨峰	1,030	1,200	858	327	20	773
種なしピオーネ	1,172	1,200	977	371	5	252
シャインマスカット	2,415	1,500	1,610	361	20	3,200
未成園					(5)	
合計：10,000千円 (5,000千円/人)						

【留意事項】

- ・ 品種の組み合わせにより労力分散を図るとともに、早期着果調節など省力技術の導入や疎植、低樹高化により作業性と受光環境を向上する。
- ・ 地域の特性に応じた品種、栽培方法、栽培面積の組合せを検討する。

					指標番号	5
営農類型			経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の様態等
大区分	中区分	小区分				
果樹	複合 モモ + スモモ	露地	150 a	【主な資本装備】 作業場、車庫・収納庫、軽トラック、乗用モア、SS、収穫作業台、スモモ棚等 【技術・作付体系】 〈モモ〉 品種の組合せによる労力の分散 疎植低樹高栽培の導入による労力削減 〈スモモ〉 人工受粉による結実確保 【その他】 改植用ほ場の確保	複式簿記の記帳 青色申告の実施	主たる従事者数 2人 臨時雇用の確保

【算出の基礎】

区分	粗収入 (千円/10a)	出荷量 (kg)	単価 (円)	労働時間 (時間/10 a)	作付面積 (a)	所得 (千円)
モモ						
夢桃香	1,930	2,000	965	409	25	2,378
夢みずき	1,754	2,000	877	420	25	1,913
白鳳	1,730	2,400	721	420	30	1,459
なつっこ	1,740	2,400	725	402	30	1,876
スモモ						
貴陽(棚)	1,598	2,000	799	347	20	1,634
太陽	1,200	2,000	600	280	15	789
未成園					(5)	
合計：10,218千円 (5,109千円/人)						

【留意事項】

- ・ モモ、スモモは、労力分散が可能な品種構成とするとともに、疎植、低樹高化により作業性と受光環境を向上する。
- ・ 地域の特性に応じた品種、栽培方法、栽培面積の組合せを検討する。地域の特性、顧客のニーズに応じた品種、栽培方法、栽培面積の組合せを検討する。

			指標番号	6		
営農類型			経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の様態等
大区分	中区分	小区分				
果樹	複合 オウトウ ＋ モモ ＋ スモモ	露地	190 a	【主な資本装備】 作業場、車庫・収納庫、軽トラック、SS、乗用モア、収穫作業台、雨除け、スモモ棚等 【技術・作付体系】 〈オウトウ〉 貯蔵花粉の確保、人工受粉の実施 〈モモ〉 疎植低樹高栽培 〈スモモ〉 人工受粉による結実確保 【その他】 改植用ほ場の確保	複式簿記の記帳 青色申告の実施	主たる従事者数 2人 臨時雇用の確保

【算出の基礎】

区分	粗収入 (千円/10a)	出荷量 (kg)	単価 (円)	労働時間 (時間/10a)	作付面積 (a)	所得 (千円)
オウトウ						
高砂（雨除け）	1,466	640	2,291	572	35	1,352
佐藤錦（雨除け観光）	1,679	640	2,623	622	35	1,651
モモ						
夢みずき	1,754	2,000	877	420	25	1,913
白鳳	1,730	2,400	721	420	25	1,216
なつっこ	1,740	2,400	725	402	25	1,875
スモモ						
貴陽（棚）	1,598	2,000	799	347	20	1,634
太陽	1,200	2,000	600	280	20	1,052
未成園					(5)	
合計：10,129千円 (5,065千円/人)						

【留意事項】

- ・ オウトウは、一部観光摘み取り園とする。
- ・ スモモは、棚栽培により高品質化を図る。
- ・ 品種の組み合わせにより労力分散を図るとともに、早期着果調節など省力技術の導入や疎植、低樹高化により作業性と受光環境を向上する。
- ・ 地域の特性に応じた品種、栽培方法、栽培面積の組合せを検討する。

営農類型			経営規模	生産方式	経営管理の方法	指標番号	7
大区分	中区分	小区分				農業従事者の様態等	
野菜	複合 スイートコーン ＋ ナス ＋ ツケナ ＋ 水稻	露地	433 a	【主な資本装備】 作業場、格納庫、トラクター、マルチャー、動力噴霧器、管理機、軽トラック、ロータリー、田植機、コンバイン等 【技術・作付体系】 〈スイートコーン〉 二重トンネル 播種：2/上～中 収穫：5/下～6/下 一重トンネル 播種：2/下～3/上 収穫：6/中～6/下 〈ナス（抑制）〉 定植：6/下 収穫期：7/下～11/中 〈ツケナ〉 冬まきトンネル 播種：2/上 収穫：4/上 秋まき 播種：9/上 収穫期：10/中～11/上	複式簿記の記帳 青色申告の実施	主たる従事者数 2人 臨時雇用の確保	

【算出の基礎】

区分	粗収入 (千円/10a)	出荷量 (kg)	単価 (円)	労働時間 (時間/10a)	作付面積 (a)	所得 (千円)
スイートコーン						
二重トンネル	552	1,600	345	209	100	1,786
一重トンネル	510	1,600	319	156	100	1,811
ナス（抑制）	2,400	8,000	300	704	33	5,048
ツケナ						
冬まきトンネル	360	4,500	80	192	50	565
秋まき	400	5,000	80	147	50	858
水稻	138	550	251	25	100	401
合計：10,145千円 (5,073千円/人)						

【留意事項】

- ・ スイートコーンは系統出荷品種とし、トンネル栽培の組み合わせにより労力を分散する。
- ・ 輪作によって連作障害を回避する。

					指標番号	8
営農類型			経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の様態等
大区分	中区分	小区分				
野菜	キュウリ	施設	180 a	【主な資本装備】 作業場、格納庫、ハウス、ロックウールシステム、暖房機、灌水装置、井戸、換気装置、動力噴霧器、管理機、軽トラック、トラクター等 【技術・作付体系】 省エネ対策による暖房コストの低減に留意	複式簿記の記帳 青色申告の実施	主たる従事者数 2人 臨時雇用の確保

【算出の基礎】

区 分	粗収入 (千円/10a)	出荷量 (kg)	単価 (円)	労働時間 (時間/10 a)	作付面積 (a)	所 得 (千円)
キュウリ						
ハウス半促成	2,710	10,000	271	1,100	90	4,323
ハウス抑制	2,275	6,500	350	792	90	7,461
合 計 : 10,275 千円						
(5,137 千円/人)						

【留意事項】

- ・ 暖房コストの低減に留意する。

				指標番号	9	
営農類型			経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の様態等
大区分	中区分	小区分				
野菜	イチゴ	施設	50 a	【主な資本装備】 作業場、格納庫、ハウス、灌水装置、動力噴霧器、管理機、軽トラック、トラクター等 【技術・作付体系】 冬～春期出荷 出荷は、契約販売等	複式簿記の記帳 青色申告の実施	主たる従事者数 2人 臨時雇用の確保

【算出の基礎】

区 分	粗収入 (千円/10a)	出荷量 (kg)	単価 (円)	労働時間 (時間/10 a)	作付面積 (a)	所 得 (千円)
イチゴ (促成) 育苗ほ場	4,251	3,000	1,417	1,210	42 (8)	11,735
合 計 : 10,078 千円 (5,039 千円/人)						

【留意事項】

- ・ 暖房コストの低減に留意する。

営農類型			経営規模	生産方式	経営管理の方法	指標番号	10
大区分	中区分	小区分				農業従事者の様態等	
野菜	複合 ナス + スイートコーン + カリフラワー + 水稲	露地	352 a	【主な資本装備】 作業場、格納庫、動力噴霧器、管理機、軽トラ、トラック、トラクター、ロータリー、田植機、コンバイン等 【技術・作付体系】 〈ナス〉 定植：5/上 収穫：6/上～11/上 〈スイートコーン〉 二重トンネル 播種：2/上～中 収穫：5/下～6/下 一重トンネル 播種：2/下～3/上 収穫：6/中～下 〈カリフラワー〉 春どり	複式簿記の記帳 青色申告の実施	主たる従事者数 2人 臨時雇用の確保	

【算出の基礎】

区分	粗収入 (千円/10a)	出荷量 (kg)	単価 (円)	労働時間 (時間/10 a)	作付面積 (a)	所得 (千円)
ナス (夏秋)	3,000	10,000	300	960	32	6,349
スイートコーン						
二重トンネル	552	1,600	345	209	100	1,780
一重トンネル	510	1,600	319	156	100	1,811
カリフラワー	672	3,000	224	300	20	698
水稲	138	550	251	25	100	401

合計：10,822千円
(5,411千円/人)

【留意事項】

- ・ 品種や作型の組み合わせにより作期を分散し、労力を平準化する。
- ・ 連作障害を回避するため、ほ場をローテーションする。

営農類型			経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の様態等
大区分	中区分	小区分				
野菜	複合 トマト	施設	100 a	【主な資本装備】 作業場、格納庫、ハウス、動力噴霧器、管理機、軽トラック、トラクター等 【技術・作付体系】 〈半促成〉 定植：1/中～下 収穫：3/下～6/下 〈抑制〉 定植：7/下 収穫：9/上～12/上	複式簿記の記帳 青色申告の実施	主たる従事者数 2人 臨時雇用の確保

【算出の基礎】

区分	粗収入 (千円/10a)	出荷量 (kg)	単価 (円)	労働時間 (時間/10 a)	作付面積 (a)	所得 (千円)
トマト						
ハウス半促成	2,746	8,500	323	837	50	2,784
ハウス抑制	3,398	7,500	453	717	50	8,158
合計：10,075 千円 (5,038 千円/人)						

【留意事項】

- ・ 品種や作型の組み合わせにより作期を分散し、労力を平準化する。

営農類型			経営規模	生産方式	経営管理の方法	指標番号	12
大区分	中区分	小区分				農業従事者の様態等	
花き	シンビジウム	施設	90 a	【主な資本装備】 作業場、ハウス、カーテン装置、ベンチ、暖房装置、山上げ用パイプハウス、スプリンクラー灌水施設、温風暖房機、軽トラック、トラック、動力噴霧器、換気扇等 【技術・作付体系】 〈品種〉 大型種 〈出荷時期〉 12月 〈その他〉 開花株は山上げ栽培により、花芽分化を確保する。	複式簿記の記帳 青色申告の実施	主たる従事者数 2人	臨時雇用の確保

【算出の基礎】

区分	粗収入 (千円/10a)	出荷量 (kg)	単価 (円)	労働時間 (時間/10a)	作付面積 (a)	所得 (千円)
シンビジウム	7,175	2,050	3,500	1,958	90	10,917
合計：10,000千円 (5,000千円/人)						

【留意事項】

- ・ 開花株は山上げ栽培により、花芽分化を確保する。品種の組み合わせにより年内出荷を主体とした有利販売を目指す。
- ・ 3年づくりを基本とする。

営農類型			経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の様態等
大区分	中区分	小区分				
花き	シクラメン + トコナツ + シーマニア + ベルフラワー	施設	115 a	【主な資本装備】 作業場、ハウス、カーテン装置、底面給水施設、暖房装置、換気扇、循環扇、軽トラック、動力散霧器等 【技術・作付体系】 底面給水栽培 防虫網と循環扇の設置による総合防除セル成形苗の利用 〈シクラメン〉 12月出荷 〈トコナツ〉 春出し 〈シーマニア〉 秋出し 〈ベルフラワー〉 春出し 種苗は自家養成	複式簿記の記帳 青色申告の実施	主たる従事者数 2人 臨時雇用の確保

【算出の基礎】

区分	粗収入 (千円/10a)	出荷量 (kg)	単価 (円)	労働時間 (時間/10a)	作付面積 (a)	所得 (千円)
シクラメン	6,600	8,000	825	1,766	50	7,095
トコナツ	2,838	25,800	110	697	25	237
シーマニア	3,180	10,600	300	435	20	204
ベルフラワー	3,750	25,000	175	501	20	3,836
合計：10,301千円 (5,150千円/人)						

【留意事項】

- ・ シクラメンを基幹品目として春～秋の鉢花を組み合わせることで施設を有効に利用するとともに、底面給水等の省力化技術によりコストを低減する。
- ・ 設備投資や運転資金が大きいため資金繰りを検討する。

営農類型			経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の様態等
大区分	中区分	小区分				
畜産	乳牛	自給飼料型・スタンション	乳牛 70頭	<p>【主な資本装備】 牛舎（スタンション）、農機具舎、堆肥舎、飼料倉庫、バンカーサイロ、パイプラインミルクカー、バルククーラー、トラクター、マニユアスプレッド、ブロードキャスター、モアコンディショナー、テグダーレーキ、ライムソーア、ロータリハロー、アームスプレイヤー、コーンプランタ、ヘイベラ、コーンハーベスタ、ショベルローダ、トラック、軽トラック等</p> <p>【技術・作付体系】 ・経産牛 50 頭、育成牛 20 頭 ・牛舎は繋ぎ飼い方式 ・育成牛は八ヶ岳牧場預託利用（20 頭/年） ・飼料は自給飼料（飼料用トウモロコシ）生産と稲発酵粗飼料の利用 ・糞尿処理方法は、堆肥化により半量販売、半量自家利用 ・飼料用トウモロコシ 5ha、ライムギ 5ha ・廃用牛は損益なしとする。 ・育成牛は自家育成</p>	複式簿記の記帳 青色申告の実施	1 経営体 雇用の確保 ヘルパーの活用

【算出の基礎】

区 分	粗収入 (千円)	単価 (円)	労働時間 (時間/年)	年間出荷頭数 (頭)	所 得 (千円)
生乳（ホルスタイン種）	51,750	115	7,126	50	6,287
子牛販売（平均）	2,000	80,000		25	
堆肥販売	1,643	3		50	
雑収入	1,481	9,000		—	

【留意事項】

- ・牛舎はスタンション（繋ぎ飼い）とし、自給飼料と購入飼料を混合または分離給与する。
- ・1頭当たりの年間乳量は9,000kgを確保する。
- ・粗収入は牛乳販売、子牛販売、堆肥販売、飼料補てん収入を含む。

営農類型			経営規模	生産方式	経営管理の方法	指標番号	15
大区分	中区分	小区分				農業従事者の様態等	
畜産	肉牛	黒毛和種・肥育	肉牛 130頭	<p>【主な資本装備】</p> 牛舎、飼料庫、堆肥舎、飼料タンク、ショベルローダ、カッター、トラック、軽トラック等	複式簿記の記帳 青色申告の実施	1 経営体 雇用の確保 ヘルパーの活用	
<p>【技術・作付体系】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・繁殖和牛 30 頭、肥育 80 頭、年間出荷頭数 40 頭 ・自家産和牛子牛の生産 ・肥育素牛を年間 10 頭導入 ・繁殖和牛は自家 ・9ヶ月齢肥育（体重 272 kg）、肥育期間 20ヶ月 ・出荷月齢 29ヶ月、出荷体重 750 kg ・飼料は流通飼料、稲発酵粗飼料、国産稲わらを利用 ・ふんは堆肥化し販売 							

【算出の基礎】

区分	粗収入 (千円)	単価 (円)	労働時間 (時間/年)	年間出荷頭数 (頭)	所得 (千円)
黒毛和種					
枝肉	49,913	2,557	5,940	40	7,682
堆肥販売	767	3		40	
雑収入	1,980	—		—	

【留意事項】

- ・ 棚卸繁殖肥育一貫経営に取り組み、素牛導入費用の削減及び増体と肉質に優れる肥育素牛を29ヶ月で出荷し高収益を目指す。棚卸しは差し引き0とする。
- ・ 肥育牛1頭が出荷までに係る費用を計算しているため、年間経費ではないことに注意。

営農類型			経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の様態等
大区分	中区分	小区分				
畜産	養豚	一貫	母豚 200頭	<p>【主な資本装備】 分娩豚舎、妊娠種雌豚舎、交配育成舎、導入隔離舎、離乳子豚舎、肥育豚舎、資材倉庫、出荷施設、管理棟、糞尿処理施設、飼料タンク、舎外ピット、外柵、スキッドステアローダ、トラック、給水施設、計量器、洗浄機等</p> <p>【技術・作付体系】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県銘柄肉豚 ・ 種雌豚 (LW・系統種) 200頭、種雄豚 (DB種ほか) 8頭、育成雌 (LW・系統種) 40頭、肥育豚 (LWD) 常時 2,000頭 ・ 年間分娩回数 2.0以上、年間子豚離乳頭数 21頭、離乳日齢 21～25日、離乳体重 6kg以上 ・ 出荷時日齢 180日、出荷時体重 115kg、枝肉重量 76kg 	複式簿記の記帳 青色申告の実施 法人経営	1経営体 雇用の確保 ヘルパーの活用

【算出の基礎】

区分	粗収入 (千円)	単価 (円)	労働時間 (時間/年)	年間出荷頭数 (頭)	所得 (千円)
甲州富士桜ポーク 枝肉	162,103	529	6,760	4,032	7,122
堆肥販売	4,895	3		4,260	
雑収入	4,012	—		—	

【留意事項】

- ・ 県銘柄種豚を利用した養豚経営を対象に、年間分娩回数2.0回以上、年間子豚離乳頭数21頭とし生産マニュアルの遵守及び衛生管理の徹底により育成率の向上(離乳時95%)を図る。
- ・ 予防注射、駆虫、豚舎消毒の徹底により事故率2%以下を確保する。(種豚の廃棄に伴う損益は、残存価格=販売価格とし、損益=0とする)
- ・ ふんは発酵処理し、販売、尿は活性汚泥法により処理。

営農類型			経営規模	生産方式	経営管理の方法	指標番号	17
大区分	中区分	小区分				農業従事者の様態等	
畜産	鶏	平飼い採卵	鶏 6,000羽	<p>【主な資本装備】</p> 鶏舎、管理舎、洗卵室、飼料タンク、堆肥集積場、自動給餌・給水器、採卵巣箱、高圧洗浄機、ローター、インバータファン、集卵装置、洗卵選別機、軽四トラック、動噴等	複式簿記の記帳 青色申告の実施	1 経営体	雇用の確保 ヘルパーの活用
<p>【技術・作付体系】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 6,000羽（成鶏常時5,500羽） ・ 大雛導入（120日齢）日産卵量55g、産卵期間410日、産卵率85% ・ 平飼い（簡易ビニールハウス）、オールインオールアウト方式 年3回導入 ・ 鶏糞は、たい肥集積場を利用しながら発酵鶏ふんたい肥を製造、周辺農家と鶏糞交換 ・ AWに配慮した生産技術の導入 							

【算出の基礎】

区分	粗収入 (千円)	単価 (円)	労働時間 (時間/年)	年間出荷量 (kg)	所得 (千円)
鶏卵					
直売（20%）	17,851	909	1,332	19,638	6,637
卸販売（80%）	42,804	545		78,540	
雑収入	2,014	—		—	

【留意事項】

- ・ 大雛（120日齢）で年3回導入。
- ・ 簡易ビニールハウス等を利用した低コスト化と家畜福祉（アニマルウェルフェア）に配慮し、販売は、固定客を中心に直売、ネット販売等を活用。
- ・ 鶏舎の定期清掃、衛生対策の徹底により疾病発生の低減。

営農類型			経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の様態等
大区分	中区分	小区分				
畜産	鶏	肉用鶏	鶏 5,000羽	【主な資本装備】 鶏舎 10 棟、作業場、飼料タンク、鶏糞堆積場、動力噴霧器、軽四トラック等 【技術・作付体系】 ・甲州地どり ・常時 500 羽、年 2.5 回転(年間 1,000 羽出荷) ・平飼い(簡易ビニールハウス)、オールインオールアウト方式 ・初生ヒナで導入、育成期間 120 日(流通飼料) 4.1kg で出荷 ・生産組合へ全量出荷 ・発酵鶏ふん販売	複式簿記の記帳 青色申告の実施	1 経営体 雇用の確保 ヘルパーの活用

【算出の基礎】

区分	粗収入 (千円)	単価 (円)	労働時間 (時間/年)	年間出荷量 (kg)	所得 (千円)
県銘柄地どり	22,028	580	680	37,980	5,060
鶏糞堆肥販売	562	15		37,486	
雑収入	1,193	—		—	

【留意事項】

- ・ 県銘柄地どり生産を対象に、生産量は、1 鶏舎あたり 2.5 回転を基本とし、生産マニュアルの遵守及び衛生管理の徹底により育成率の向上を図る。
- ・ 簡易な鶏舎により施設投資の抑制を図る。
- ・ 衛生管理の徹底により育成率、商品化率の向上を図る。(育成率 98%)

第3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、県内で展開している優良経営の事例を踏まえつつ、本県における主要な営農類型について、第2の効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標を元に、第1の2の(2)の目標達成に必要な経営規模、生産方式等を「新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標」として以下のとおり示した。

試算の前提条件は、その労働力は原則として主たる従事者1人として示し、それ以外は第2の1と同様とした。

(1) 一覧表

大区分	中区分	小区分	番号	経営規模	備考
果樹	ブドウ専作	露地	19	60 a	
	モモ専作	露地	20	60 a	
	モモ+スモモ+ブドウ	露地	21	50 a	
	オウトウ+モモ+ブドウ	露地	22	50 a	
	モモ+ブドウ+カキ	露地	23	55 a	
野菜	スイートコーン+トマト	露地+施設	24	40 a	
	ナス+スイートコーン	露地	25	35 a	
	トマト+ハウレンソウ	施設	26	14 a	

(2) 新規就農者指標

営農類型			経営規模	生産方式	経営管理の方法	指標番号	19
大区分	中区分	小区分				農業従事者の様態等	
果樹	ブドウ 専作	露地	60 a	【主な資本装備】 作業場、車庫・収納庫、SS、軽トラック、果樹収穫作業台車、乗用モア、トラクター、ブドウ棚、簡易雨除け等 【技術・作付体系】 発芽促進剤等の利用による労力の分散 短梢剪定技術等導入 【その他】 改植用ほ場の確保	複式簿記の記帳 青色申告の実施	主たる従事者数 1人	

【算出の基礎】

区分	粗収入 (千円/10a)	出荷量 (kg)	単価 (円)	労働時間 (時間/10a)	作付面積 (a)	所得 (千円)
ブドウ						
デラウェア	917	1,200	764	447	10	289
種あり巨峰	1,030	1,200	858	327	10	387
種なしピオーネ	1,172	1,200	977	371	10	503
シャインマスカット (短梢トンネル)	2,415	1,500	1,610	310	10	1,505
未成園					(20)	
合 計 : 2,501 千円						

【留意事項】

- ・ 発芽促進剤や簡易雨除けを利用した生育差による労力分散、短梢剪定栽培の導入や省力化技術の導入により規模拡大を図る。
- ・ 適期作業に心がけ、収量を厳守して高品質の生産出荷に努める。
- ・ 地域の特性に応じた品種・栽培方法の組合せを検討する。

				指標番号	20	
営農類型			経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の様態等
大区分	中区分	小区分				
果樹	モモ専作	露地	60 a	【主な資本装備】 作業場、車庫・収納庫、SS、軽トラック、果樹収穫作業台車、乗用モア、トラクター等 【技術・作付体系】 品種の組合せによる労力の分散 早期着果調節などの省力化や疎植・低樹高化による労力削減 【その他】 改植用ほ場の確保	複式簿記の記帳 青色申告の実施	主たる従事者数 1人

【算出の基礎】

区分	粗収入 (千円/10a)	出荷量 (kg)	単価 (円)	労働時間 (時間/10 a)	作付面積 (a)	所得 (千円)
モモ						
日川白鳳	1,376	2,000	688	321	5	243
夢みずき	1,754	2,000	877	420	10	765
白鳳	1,730	2,400	721	420	10	486
なつっこ	1,740	2,400	725	402	10	750
川中島白桃	1,704	2,400	710	413	8	678
未成園					(17)	
合計						2,552 千円

【留意事項】

- ・ 品種の組み合わせにより労力分散を図るとともに、早期着果調節など省力技術の導入や疎植、低樹高化により作業性と受光環境を向上する。
- ・ 地域の特性に応じた品種・栽培方法の組合せを検討する。

営農類型			経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の様態等
大区分	中区分	小区分				
果樹	複合 モモ + スモモ + ブドウ	露地	50 a	<p>【主な資本装備】 作業場、車庫・収納庫、SS、軽トラック、果樹収穫作業台車、乗用モア、トラクター、ブドウ棚、スモモ棚、簡易雨除け等</p> <p>【技術・作付体系】 〈モモ・スモモ〉 疎植・低樹高栽培の導入 〈ブドウ〉 短梢剪定栽培の導入による労力削減</p> <p>【その他】 改植用ほ場の確保</p>	複式簿記の記帳 青色申告の実施	主たる従事者数 1人

【算出の基礎】

区分	粗収入 (千円/10a)	出荷量 (kg)	単価 (円)	労働時間 (時間/10a)	作付面積 (a)	所得 (千円)
モモ						
夢みずき	1,754	2,000	877	420	5	383
白鳳	1,730	2,400	721	420	5	243
スモモ						
貴陽(棚栽培)	1,598	2,000	799	347	5	409
太陽	1,200	2,000	600	280	5	263
ブドウ						
シャインマスカット	2,415	1,500	1,610	361	11	1,760
未成園					(19)	
合 計 : 2,513 千円						

【留意事項】

- ・ モモ、スモモは労力分散が可能な品種構成とするとともに、疎植、低樹高化により作業性と受光環境を向上する。
- ・ ブドウは短梢剪定栽培の導入や簡易雨除けによる省力化と生産安定を図る。適期作業に心がけ、収量を厳守して高品質の生産出荷に努める。
- ・ 地域の特性に応じた品種・栽培方法の組合せを検討する。

営農類型			経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の様態等
大区分	中区分	小区分				
果樹	複合 オウトウ ＋ モモ ＋ ブドウ	露地 ＋ 観光	50 a	<p>【主な資本装備】 作業場、車庫・収納庫、オウトウ雨除けハウス一式、SS、軽トラック、乗用モア、スモモ棚、収穫作業台等</p> <p>【技術・作付体系】 〈オウトウ〉 人工受粉の実施 〈モモ〉 品種の組合せによる 労力の分散疎植・低樹高栽培の導入 〈ブドウ〉 省力化栽培、簡易雨除け等による生産安定</p>	複式簿記の記帳 青色申告の実施	主たる従事者数 1人

【算出の基礎】

区分	粗収入 (千円/10a)	出荷量 (kg)	単価 (円)	労働時間 (時間/10a)	作付面積 (a)	所得 (千円)
オウトウ						
高砂	1,466	640	2,291	572	5	193
佐藤錦	1,679	640	2,623	622	5	236
モモ						
白鳳	1,730	2,400	721	420	10	486
ブドウ						
シャインマスカット	2,415	1,500	1,610	361	13	2,080
未成園					(17)	
合 計 : 2,632 千円						

【留意事項】

- ・ オウトウは、人工受粉により結実安定を図る。一部観光摘み取り園とする。
- ・ スモモは棚栽培により高品質化を図る。
- ・ ブドウは、短梢せん定栽培の導入や簡易雨よけによる省力化と生産安定を図る。適期作業に心がけ、収量を厳守して高品質の生産出荷に努める。

営農類型			経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の様態等
大区分	中区分	小区分				
果樹	複合 モモ + ブドウ + カキ	露地	55 a	【主な資本装備】 作業場、車庫・収納庫、SS、軽トラック、収穫作業台、トラクター、乗用モア、ブドウ棚、簡易雨除け、燻煙乾燥施設一式、皮剥き機等 【技術・作付体系】 〈モモ〉 疎植・低樹高栽培の導入 〈ブドウ〉 短梢剪定技術等導入による労力削減 〈カキ〉 枯露柿で出荷	複式簿記の記帳 青色申告の実施	主たる従事者数 1人 臨時雇用の確保

【算出の基礎】

区分	粗収入 (千円/10a)	出荷量 (kg)	単価 (円)	労働時間 (時間/10 a)	作付面積 (a)	所得 (千円)
モモ						
日川白鳳	1,376	2,000	688	321	5	243
白鳳	1,730	2,400	721	420	5	243
ブドウ						
シャインマスカット	2,415	1,500	1,610	361	5	800
カキ						
甲州百目 (枯露柿)	1,680	616	2,727	390	12	1,386
未成園					(28)	
合 計 : 2,512 千円						

【留意事項】

- ・ モモは、疎植、低樹高化により作業性と受光環境を向上させる。品種の組み合わせにより労力分散を図る。
- ・ ブドウは、短梢剪定栽培の導入や簡易雨除けによる省力化と生産安定を図る。適期作業に心がけ、収量を厳守して高品質の生産出荷に努める。
- ・ カキは、結実安定・出荷技術や機械乾燥により生産安定を図る。また、臨時雇用を確保する。

営農類型			経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の様態等
大区分	中区分	小区分				
野菜	複合 スイートコーン + トマト	露地 + 施設	40 a	<p>【主な資本装備】 作業場、格納庫、ハウス、トラクター、マルチャー、動力噴霧器、管理機、軽トラック、灌水装置、井戸、換気装置、軽トラック、トラクター等</p> <p>【技術・作付体系】 〈スイートコーン〉 二重トンネル 播種：2/上～中 収穫：5/下～6/下 一重トンネル 播種：2/下～3/上 収穫：6/中～6/下 〈トマト〉 ハウス半促成 定植：1/中～下 収穫：3/下～6/下 ハウス抑制 定植：7/下 収穫：9/上～12/上</p>	複式簿記の記帳 青色申告の実施	主たる従事者数 1人

【算出の基礎】

区分	粗収入 (千円/10a)	出荷量 (kg)	単価 (円)	労働時間 (時間/10 a)	作付面積 (a)	所得 (千円)
スイートコーン						
二重トンネル	552	1,600	345	209	10	178
一重トンネル	510	1,600	319	156	10	181
トマト						
ハウス半促成	2,746	8,500	323	837	10	557
ハウス促成	3,398	7,500	453	717	10	1,631
合計：2,547千円						

【留意事項】

- ・ スイートコーンとトマトの複合経営とし、労働時間配分を計画化し、適期作業に心がける。
- ・ 販路を確保すること。

営農類型			経営規模	生産方式	経営管理の方法	指標番号	25
大区分	中区分	小区分				農業従事者の様態等	
野菜	複合 ナス + スイートコーン	露地	35 a	【主な資本装備】 作業場、格納庫、ハウス、トラクター、マルチャー、動力噴霧器、管理機、軽トラック、軽トラック、トラクター等 【技術・作付体系】 〈ナス〉 定植：6/下 収穫：7/下～11/中 〈スイートコーン〉 一重トンネル 播種：2/下～3/上 収穫：6/中～6/下 二重トンネル 播種：2/上～中 収穫：5/下～6/上	複式簿記の記帳 青色申告の実施	主たる従事者数 1人	

【算出の基礎】

区分	粗収入 (千円/10a)	出荷量 (kg)	単価 (円)	労働時間 (時間/10a)	作付面積 (a)	所得 (千円)
ナス (抑制)	2,400	8,000	300	704	15	2,298
スイートコーン						
二重トンネル	552	1,600	345	209	10	179
一重トンネル	510	1,600	319	156	10	181
合計：2,657千円						

【留意事項】

- ・ ナスとスイートコーンの複合経営とし、労働時間配分を計画化し、適期作業に心がける。
- ・ 販路を確保すること。

営農類型			経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の様態等
大区分	中区分	小区分				
野菜	複合 トマト + ホウレンソウ	露地	14 a	【主な資本装備】 作業場、格納庫、ハウス、トラクター、マルチャー、動力噴霧器、管理機、軽トラック、軽トラック、トラクター等 【技術・作付体系】 〈トマト〉 定植：6/中 収穫：8/上～10/下 〈ホウレンソウ〉 播種3/中～10/中 播種：5/上～12/上	複式簿記の記帳 青色申告の実施	主たる従事者数 1人

【算出の基礎】

区分	粗収入 (千円/10a)	出荷量 (kg)	単価 (円)	労働時間 (時間/10a)	作付面積 (a)	所得 (千円)
トマト (雨除け夏秋)	2,905	7,000	415	600	7	739
ホウレンソウ (雨除け)	3,649	6,000	608	951	7	1,776
合 計：2,515 千円						

【留意事項】

- ・ トマトとホウレンソウの複合経営とし、労働時間配分を計画化し、適期作業に心がける。
- ・ 販路を確保すること。保すること。

第4 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本県の基幹産業である農業を今後も発展し続ける成長産業としていくためには、効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、新規就農者などの次世代の農業を担う者を幅広く確保し育成していく必要がある。

このため、本基本方針第1の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向」に即して、経営改善を目指す意欲的な農業者や経営拡大を希望する農家の法人化等を重点的に支援し、認定農業者、認定新規就農者等の地域農業の中心的な経営体を育成する。

また、次世代の農業を担う人材を確保するため、新たに就農（農業経営の開始又は農業への就業）を希望する者に対し、県内の各地域で安心して就農し定着することが出来るよう、就農相談対応から技術研修の実施、就農、地域への定着まで、関係機関と連携して一貫した支援を実施する。

さらに、中高年の就農者、農業への参入企業、雇用就農者、農作業受委託組織、農福連携の取り組みなど、多様な形で農業に関わる者についても、地域農業の活性化や地域社会の維持の面で重要な役割を果たしている実態を踏まえ、相談対応や情報提供等のサポートを行う。

2 農業経営・就農支援センターの体制及び運営方針

本県農業を担う人材を幅広く確保するため、農業経営基盤強化促進法第11条の11の規定に基づき、農業経営の改善に向けた助言・指導、就農等希望者の相談・情報提供、市町村への紹介等を行う山梨県農業経営・就農支援センター（以下「農業経営・就農支援センター」）を設置する。

農業経営・就農支援センターの相談窓口については、経営関係のサポートに関しては山梨県担い手・農地対策課、就農関係のサポートに関しては公益財団法人山梨県農業振興公社（山梨県就農支援センター）に設置するとともに、各地域普及センターは、経営関係及び就農関係の両方の相談窓口を担うこととし、それぞれの機関が連携して就農から定着、経営発展までのサポートを一貫して行うものとする。

農業経営・就農支援センターは、次の①～④の業務を行うこととする。

- ① 農業を担う者の確保・育成を図るための情報発信・広報活動
- ② 経営管理の合理化等の農業経営の改善、農業経営の法人化や農作業受託組織の設立等に関する相談対応、専門家派遣、啓発活動
- ③ 農業経営の計画的な継承のための啓発活動、相談対応
- ④ 就農等希望者などの農業を担う者、その他関係者からの相談対応、情報の提供、希望に応じた就農先の紹介・調整

農業経営・就農支援センターは、各地域普及センター、農業革新支援センター、農林大学校、（一社）山梨県農業会議、山梨県農地中間管理機構、山梨県農業協同組合中央会、JAグループ山梨担い手サポートセンター、日本政策金融公庫、山梨県指導農業士会、山梨県青年農業士会等と連携してサポートを行うものとする。

3 県が主体的に行う取り組み

県は、新たに就農しようとする者や農業を担う者を幅広く確保するため、本県の農業の魅力や就農支援制度、また、県内で活躍する新規就農者の事例等について、イベントやホームページ等を通じて積極的に情報発信する。

また、農業経験がない就農希望者に対しては、農林大学校等における研修等を通じて、農業への理解を深め自身の適性判断を行う農作業体験の機会を提供するとともに、就農の意思を固めた者に対しては、就農に向けた実践的な栽培技術や経営管理を習得する長期研修を実施する。

さらに、就農直後の新規就農者に対しては、将来の重要な担い手である親元就農者も含め、機械・施設等の初期投資への支援を行う。

経営感覚に優れた農業経営者の育成については、経営能力の向上や法人化等の知識習得に向けたセミナーの開催や法人設立時の初期費用に対する助成を行う。

また、経営の体質強化につながる農業経営の法人化のみならず、次世代への円滑な経営継承、経営改善に向けた事業計画の作成、規模拡大などの経営上の課題について、経営相談や課題解決に向け専門家の派遣などを行い、個々の状況に応じた伴走型支援を実施するなど、就農から経営発展まで一貫したサポートを行う。

4 農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

農業経営・就農支援センターは、農業を担う者の確保及び育成を図るために必要な情報を幅広く収集するとともに、就農等希望者（農業経営の開始又は農業への就業をしようとする者）、就農を受け入れる法人等の農業者、その他の関係者から就農等に関する相談があった場合には、相談内容に応じて必要な情報を提供し、当該者の希望内容や相談の結果等に応じて研修先や就農先の市町村相談機関等を紹介する。

市町村及び農業協同組合は、経営の移譲を希望する農業者の情報について、積極的に把握するよう努め、県及び農業経営・就農支援センターに情報提供するとともに、農業経営・就農支援センターや関係機関と連携して円滑に継承できるよう必要なサポートを行う。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

市町村が策定する地域計画の実現に向けて、担い手間の調整や圃場整備等を行い、県、市町村、農業委員会及び農地中間管理機構が一体となって農用地の利用調整に取り組み、効率的かつ安定的な農業経営を営む者をはじめ、多様な担い手に対する農用地の集積を進める。

第2に掲げる効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標は次のとおりとする。

地 域	効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占めるべき面積の割合の目標
県 全 域	66%

(注) 1 目標年次は令和14年度とする。

2 この目標は個別経営体、組織経営体（大規模法人、参入企業）及び地域営農集団の農用地利用（水稻においては基幹3作業の全てを、その他の作目においては主な基幹作業を受託している面積を含む）面積の割合の目標である。

第6 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項

第2で示すような営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営と、第3で示すような新たに農業経営を開始しようとする青年等の育成、第5で示すこれらの経営への農用地の利用集積の目標を達成するには、本県の地域特性や農業構造、農業経営形態の動向等、地域の実情を充分考慮した上で、従来にも増して積極的に農地流動化対策を推進していくことが必要である。

このため、県は関係各課、農業革新支援センター、各地域普及センター及び農業経営・就農支援センター等県内の支援体制を整備するとともに、（一社）山梨県農業会議、山梨県農業協同組合中央会、（公財）山梨県農業振興公社及び山梨県土地改良事業団体連合会等、県内の関係団体との間で山梨県水田畑作農業再生協議会等の活動を通じて相互に十分な連携を図り、農地中間管理事業により、農業経営基盤の強化を促進するための措置を講ずる。

また、このような農業経営基盤の強化を促進するための措置を集中的かつ重点的に実施し、これらの措置が効率的かつ安定的な農業経営と、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成に効果的に結びつくよう、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する農用地の利用集積及びその他農業経営基盤の強化を促進するための支援措置を集中化する青年等就農計画制度及び認定農業者制度の活用をさらに推進する。

- 1 地域計画推進事業は、市町村が地域の農業者等の話し合いの結果を踏まえ、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、話し合いの対象の農用地等の区域における農業経営基盤の強化の促進に関する計画である地域計画を定め、地域の農業の将来の在り方や目指すべき将来の農用地利用の姿である目標地図を明確化し、その実現に向けて、農地中間管理機構による農地中間管理事業等を通じて農用地の効率的かつ総合的な利用の推進を図るものである。

地域計画は、区域における農業の将来の在り方や農用地の具体的な利用の姿を示すものであることから、協議の場において幅広く関係者の意見が出され、その結果を踏まえ、作成されることが重要である。

(1) 地域計画の策定に向けた市町村や農業委員会の取り組み

地域計画の策定に当たっては、市町村は、地形や水利等の自然的条件、農産物の生産状況や圃場整備の状況等の経済的条件、自治会や校区等の社会的条件を考慮し、農用地の集約化等に向けた取り組みについて、農地の出し手と受け手の話し合いや合意形成が行いやすく、その取り組みの着実な実現が図られると考えられる区域ごとに協議の場を設けるものとする。

また、協議を円滑に進めるため、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区及び県等の相談・調整の上、役割分担を明確化した推進体制を整備し、区域内の農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として、担い手ごとに利用する農地を示した地図(目標地図)を作成する。

農業委員会は、農業委員や農地利用最適化推進委員を協議の場に参加させるとともに、区域内の農用地の保有及び利用の状況や農業者等の意向その他の農用地の効率的かつ総合的な利用に資する情報を勘案し、目標地図の素案を作成する。

(2) 市町村や農業委員会を支援する県の取り組み

県は、市町村による地域計画の作成状況を確認し、その円滑な作成に向け、進捗管理を行うとともに、農業会議、農業協同組合中央会及び土地改良事業団体連合会等と連携体制を構築し、実のある地域計画の作成に向けて全面的に市町村をサポートする。

具体的には、新規就農者の情報提供など農業経営・就農支援センターとしての機能を十分に発揮するとともに、地域における話し合いの場に、各地域普及センターがコーディネーターとして地域の話し合いの場に参加し、農業者の意見が計画づくりに的確に反映されるようサポートする。

また、目標地図の作成に向けて、農業者の意向の収集や農地情報を得られるデジタル地図の活用など、農業委員会の取り組みに対しても積極的に支援していく。

併せて、農業委員会に対する県農業会議の支援体制を強化するとともに、市

町村にアドバイザーを派遣するなど、より多くの地域で円滑に地域計画が策定されるよう支援していく。

(3) 地域計画の実現に向けた支援について

農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約化や、農業委員会による農地利用の最適化、目標地図に位置付けられた者への国の各種補助事業の活用を支援する。

また、引き続き、関係機関と連携を図りながら、農業を担う人材の確保・育成に取り組むとともに、地域の意向に加え、生産条件を考慮した地域農業の将来像に最適となる基盤整備計画を提案し、地域計画の実現に向けた取り組みを強化する。

2 農地中間管理事業については、農地中間管理機構を農地集積・集約化を進める中核的な機関として位置付け、市町村、農業会議、農業委員会、農業協同組合及び土地改良事業団体連合会等関係機関との連携を密にし、機構集積協力金等関係施策の積極的な活用により、地域及び農業者の取り組みを支援する。

また、「地域計画」の策定と実現に向けて、市町村や農業委員会、農業者の取り組みを支援するとともに、農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約を促進する。

3 利用権設定等促進事業については、農業経営基盤強化促進法の一部改正（令和5年4月施行）により、農地中間管理事業への統合が進められているため、市町村と農地中間管理機構の業務の円滑な統合に向け調整を進めるとともに、統合までの間、本事業の適切な運用を図る。

4 農地利用集積円滑化事業については、農業経営基盤強化促進法の一部改正により、農地中間管理事業との統合が進められているため、旧円滑化団体（市町村や市公社、農業協同組合の一部）と農地中間管理機構は円滑な統合に向け調整を進めるとともに、旧円滑化団体は統合までの間、本事業の適切な運用を図る。

5 農用地利用改善事業については、地域における話し合いによる合意形成を通じ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積を進めるため、農業再生協議会等との連携を図りつつ、水田農業等土地利用型農業が主である集落であって、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落を中心に、農用地利用改善団体の設立を推進するとともに、担い手が不足している集落においては、関係者の合意の下に地区内農用地の受け手となり、その有効利用を図る組織経営体として特定農業法人や特定農業団体の育成を図る。

第7 農地中間管理機構が行う特例事業の実施に関する事項

県は、農地中間管理機構における貸借による農地集積・集約化の取り組みを進めると同時に、その取り組みを阻害しないように留意した上で農地中間管理機構が行う特例事業の取り組みを推進する。

1 農地中間管理機構の名称及び特例事業に取り組む範囲について

農業経営基盤強化促進法第7条に定める農地中間管理事業の特例を行う法人は（公財）山梨県農業振興公社とし、事業の範囲は山梨県全域とする。

2 農地中間管理機構が取り組む特例事業の内容について

農地中間管理機構は、農用地等の中間管理、再配分機能を活用し、認定新規就農者、認定農業者等の担い手が効率的かつ安定的な農業経営を目指すことを支援するため、次に掲げる事業を実施するものとする。

- (1) 農用地等を買入れ、当該農用地を売り渡し、交換し、又は貸し付ける農地売買等事業。
- (2) 農用地等を売り渡すことを目的とする信託の引き受けを行い、及び当該信託の委託者に対し当該農用地等の価格の一部に相当する金額の貸付を行う事業。
- (3) 農業経営基盤強化促進法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画に従って設立され、又は資本を増加しようとする農地所有適格法人に対し、農地売買等事業により買入れた農用地等の現物出資を行い、及びその出資に伴い付与される持分又は株式を当該農地所有適格法人の組合員、社員又は株主に計画的に分割して譲渡する事業。
- (4) 農地売買等事業により買入れた農用地等を利用して行う、新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業。
- (5) その他農地中間管理事業に資するための事業。